

議案第85号

字の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき，別紙変更調書のとおりつくば市内の字の区域及び名称の変更をすることについて，議会の議決を求める。

平成25年9月10日

つくば市長 市 原 健 一

変更調書

花園に変更する区域

花室 字才木前 1462の9, 1549の1から1549の8まで, 1549
の10から1549の14まで, 1549の16から1549
の22まで, 1549の24, 1549の25, 1557の1,
1557の3から1557の13まで

同 字妻木前 1551の1から1551の7まで, 1551の11, 155
1の12, 1555の1から1555の3まで, 1555の6
から1555の17まで

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

上記地番は平成25年8月5日現在の登記簿による。